

令和 7 年 9 月 12 日

出店者各位

河津町産業振興課

第 36 回河津桜まつり露店等の営業届について（お知らせ）

『河津桜まつり』期間中に、臨時的な露店営業や駐車場営業を行う場合は、「河津町河津桜まつり露店等営業管理条例」により、営業届の提出が必要となります。

- 届 出 書 類 別紙を参照
- 受 付 期 間 **令和 7 年 10 月 14 日(火)～令和 8 年 1 月 15 日(木) ※期日厳守**
※土、日、祝日、年末年始(12 月 28 日～1 月 3 日)を除く
午前 8 時 15 分～午後 5 時まで
- 受 付 場 所 河津町役場産業振興課
- 届出済証交付 届出書類の内容を確認し、「届出済証」を後日交付します。
※町への営業届提出前に、(一社)河津町観光協会で手続きが必要です。

営業届に関する申込窓口	河津桜まつり実行委員会賛助会申込窓口
河津町役場産業振興課 Tel0558-34-1946（観光商工振興係）	(一社)河津町観光協会 Tel0558-32-0290

～各種手続きは、早めの準備をお願いします～

農地法関係 (産業振興課)	許可申請・・・ 11 月 5 日（水） 〆切。12 月末許可【 ※期日厳守 】 (出店場所が 田・畑の場合 、お早めに 農業委員会 へご相談ください。)
建築基準法関係 (建設課)	許可申請(仮設建築物等)・・・提出後 2 週間程度で許可。 確認申請・・・提出後 7 日以内に許可。※許可申請が下り次第提出。 (仮設建築物を立てる場合、許可申請・確認申請両方の許可が必要です。) 道路工事承認・・・提出後 14 日以内に許可。

※注意

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員は出店できません。
- 指定区域内で同まつり期間内において、届出をせず、露店等の営業（無届営業）を行った場合は、同条例第 10 条により、罰則の対象となります。

第 36 回河津桜まつり

開催期間：令和 8 年 2 月 7 日(土)から令和 8 年 3 月 8 日(日)まで